

「すいた市民自治」会派は「市民が主役の社会」の実現をめざし、活動してまいります。

すいた市民自治のいけぶち佐知子です。2016年度の当初予算は、市長が変わってから初めての本格的予算です。議会も議員一人ひとりが真剣に予算審査に取り組みました。この通信には、いけぶちの本会議での質問や質疑、また委員会の状況など掲載しています。なお、本会議および委員会の議事録（公式記録）は吹田市議会のホームページや市立図書館をご覧ください。

＜3月定例会いけぶち佐知子質問項目＞

1. 交通弱者対策として、移動支援システムの進捗状況を問う
2. 未利用となっている行政財産も利活用せよ
3. 休日急病診療所の設置場所をよりよい場所を検討せよ
4. 姿勢に関する情報を積極的に公表、提供せよ
5. 職員の政策立案能力、政策推進力を伸ばす人材育成、職場環境を目指せ
6. 第4次総合計画の策定はトータルデザインで進めよ
7. 中核市移行は、「何をするか」ではなく、「何のためにするか」が大事である

3月定例会から TOPICS

＜教育委員会をJR駅前さんくす三番館に移転？＞

財政総務委員会に付託された平成28年度当初予算の中に、教育委員会を今の本庁舎（阪急吹田駅前）からJR吹田駅前のさんくす3番館に移転するための予算が入っていた。

本会議や委員会質疑の中で「なぜ移転するのか」「なぜ教育委員会なのか」「なぜ、さんくす3番館なのか」という質問があり、執行部の答えは「本庁舎での業務が増え手狭になっている」「バラバラの部署ではなく固まって移転できる」「さんくす3番館は市が出資している開発ビル株式会社が管理しており、空き室があるのですぐに移転できる」だった。

「移転対象は教育委員会に限定せず、業務や市民へのデメリットが最少となるよう再検討せよ」との付帯決議を付けて、議会は賛成多数で可決した。

＜議員の期末手当の増額は賛成多数で可決＞

吹田市一般職の給与に関する条例等の一部改正が提案された。この条例改正には、一般職員、特別職、議員の給与や期末手当などに関する改正が含まれている。

一般職員の給与などの改正は、国家公務員に対する人事院勧告を準用するもので、特別職の条例は一般職員の条例を引用するものである。しかし、議員の期末手当は、人事院勧告にも関係がないことから、私を含め、数人の議員が条例に反対した。

（賛否結果は4面にあり）

いけぶちの反対討論から(抜粋)

私自身、議員として報酬、費用弁償、期末手当をいただいている。今回、人事院勧告の対象は一般職員であるという「そもそも論」からすれば、議員の報酬、費用弁償の額、期末手当の支給割合は、人事院勧告とは無縁であり、別枠で議論するものであると考える。

そして、その議論が済まない間については、現状のままに据え置くのが妥当である。

以上の理由により、市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については反対するものであり、他の2つの条例とセットになった本議案について反対する。

3月定例会いけばち質問から

<交通弱者のための移動支援システム>

現 状

2013年12月「交通政策基本法」が施行された。同法第9条、第32条では、地方公共団体は、その区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた交通に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとある。

昨年受講した地域公共交通セミナーで、公共交通の「赤字」は、地域への「投資」とみるべきであり、元気な高齢者だけでなく、収入の少ない若者にとっての公共交通も考える必要性を学んだ。

地域公共交通政策を進めることにより、まちづくり活性化、地域コミュニティの再生、地域住民の健康増進、商店街の振興、観光の振興、地球環境問題の解決など、様々な効果が期待できる。



質 問

市長は、昨年7月定例会での施政方針で、「交通弱者対策としてタクシーを活用した新たな移動システムの検討を進める」と述べた。いよいよ、千里山春日地区などの交通不便地解消か？と期待していた。しかし、今回の施政方針は、高齢者が通院する負担軽減のためのタクシークーポン券の配布であり、福祉事業であった。

今回の事業で終わりではなく、「**交通弱者対策＝地域への投資**」として地域公共交通政策に取り組んでいただきたい。交通政策室をはじめ、道路、福祉、教育担当課などの関係各課が、地域公共交通の計画作りに積極的に参加・連携し、地域のすべての関係者が協働できる仕掛けを始めていただきたいが、いかがか。

<ご参考に>

公共交通が価値を提供する12の関連分野とは

- 医療 ○福祉 ○商業 ○交通安全 ○教育
- 総務 ○観光 ○まちづくり ○建設
- 環境 ○防災 ○地域コミュニティ

これらの分野での効果・価値を総合的に考えると、公共交通に対して予算を投じることは、地域を支える「投資」であり、決して費用対効果の点で赤字であるとは言えない。

回答（道路公園部長）

高齢者の移動手段、主要施設へのアクセス手段の確保など、果たす役割は大きいと認識している。

今後も市民の足となる公共交通について、活性化の検討、先進事例の調査研究等多くのやるべきことがある。庁内で情報共有を密にして、必要に応じて協議をしていくことは重要であると考えており、庁内の関係部署間での協議を進めていく。

<第4次総合計画は議会と連携して進めよ>

質 問

第3次総合計画までは、総合計画審議会に委員として議員が入っていた。今回も同審議会には議員は入らないので、議案として提案するまでに何度か**執行部と議会との間で意見交換が必要**ではないか。

回答（行政経営部長）

第4次総合計画の策定は、市民の代表者である議会に丁寧に説明をし、意見をしっかり聴きながら進めたい。意見を聴くための適切な手法については現在検討している。

いけばちコメント

議会も**総合計画に関する特別委員会を設置**して、市長や執行部職員との協議、意見交換をする体制を組む予定です。

<数年間動いていない事業は一旦保留せよ>

質 問

実施計画は、総合計画に基づいて、実際に事業を実施するために作成され、5年間の計画が掲載されている。しかし、その中には、何年間も何も動いていない事業がある。それらは、いったん整理し、第4次総合計画を議論するとき、再度、その必要性について議論してはどうか。

回答（行政経営部長）

事業別予算や行政評価の関係からも実施計画に計上する事業には一定の基準が必要ではないかと考えている。第4次総合計画の策定に併せて検討していきたい。

<中核市移行はゴールではなくスタート>

質 問

今年2月、財政総務委員会視察で訪れた八王子市の職員さんから、「**中核市移行はゴールではなく、地域分権の一つのツール**として考え、そこからスタートすることが大事」「中核市移行により権限移譲を受けた部署だけでなく、他の部署にも中核市として市民のために何ができるかを考え実行するよう求めた」と聞いた。

中核市になれば、何が変わり、市民にとって何がよくなり、悪くなるのかということも併せて**説明責任を果たすことが重要**ではないか。

回答（行政経営部長）

中核市移行により、

- ① 身近な市役所が窓口となる
- ② より多くの行政サービスが担える
- ③ 自主性、自立性を高め、より一層の住民福祉の向上を図る
- ④ 委譲を受けた権限を活用して、健康・医療のまちづくりをはじめとした本市の特色を生かしたまちづくり施設をより効果的に展開していける。

中核市移行による効果や影響等を、ホームページでわかりやすく発信するなど、市民に中核市移行の意義をご理解いただけるようにしたい。

いけぶちコメント

議会も、**中核市移行に関して調査検討するための特別委員会を設置**する予定です。

<市政情報は積極的に公表、提供せよ>

質 問-1)

以前は、経営戦略会議の映像配信や議事録の要約が市のHPで公開されていたが、この会議を引き継ぐ企画会議は議事録の公開がない。なぜか。

回答（行政経営部長）-1)

企画会議は、政策課題や重要事項について、忌憚なく様々な角度から議論を行っている。さらなる問題点の整理や検討の見直し、複数回の協議等が必要となる場合もある。議事録や資料を公表すると、その内容があたかも行政としての決定事項

のように捉えられ、誤解を与えかねないため、検討事項のみを公表することが適切と考えている。

いけぶちコメント

決定前の情報だからこそ価値があるともいえる。誤解を与えない公表方法を検討すべきでは？

質 問-2)

市のHPで予算編成過程が公表されているが、全体概要しかわからず、他の先進自治体のように、個別の事業についての予算編成過程ごとの公表になっていない。さらに公開を求める。

回答（行政経営部長）-2)

平成24年度(2012年度)から、市のホームページにおいて、当初予算編成過程に係る情報を随時掲載している。個別の事業については、主な項目として、市長協議・副市長協議等を行った事業について、その概要を示している。

約1,000件超の事業単位すべてについて、要求から査定結果に至るまで公表することは、予算編成を短期間で集中して行っている状況から非常に困難である。新規・拡充事業など政策的な判断を伴った主な項目を、個別に抽出公表している。

質 問-3)

茅ヶ崎市では、「**市政情報の公表および提供の推進に関する要綱**」を定め、市政に関する情報を積極的に公表または提供している。茅ヶ崎市以外にも横浜市、さいたま市、八王子市など多くの市で同様の要綱を作っている。傾聴と対話をする前に、情報の共有が大前提である。ぜひ、さらなる情報公表、また提供を進めていただきたい。

回答（市民生活部長）-3)

吹田市情報公開条例第1条「市民の知る権利の保障」、第3条第3項「行政の説明責任」、第27条「情報提供、公開の拡充」、第28条「会議の公開」でそれぞれ規定している。

傾聴と対話を進めるためにも更なる情報の公表、提供が必要であると認識している。他市の先進事例も参考にしながら、要綱等の整備も含め研究していく。

平成28年(2016年)3月定例会

賛否一覧表から抜粋

賛否が分かれた議決結果は下記URLにあります
http://www.city.suita.osaka.jp/home/shigikai/001299/_80959.html

議案第3号 1面のTOPICSに関して
 <吹田市一般職の職員の給与に関する条例の改正>
 賛成者24人、反対者11人で可決
 反対議員は、大阪維新の会5人、吹田新選会3人、
 すいた市民クラブ1人、すいた創政会1人、**いけぶち**

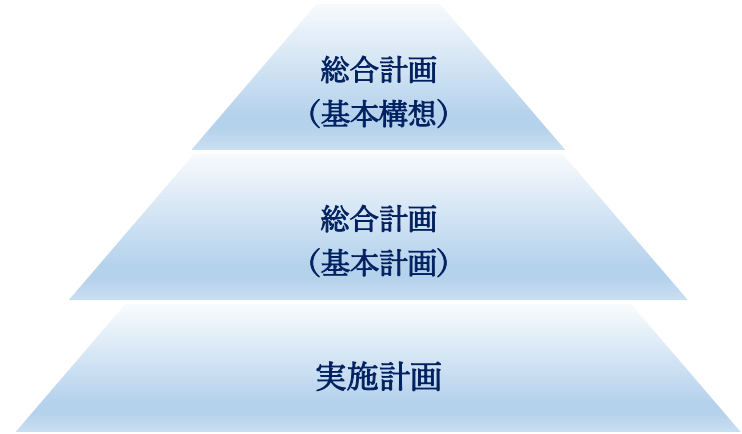
議案第50号 1面のTOPICSに関して
 <議員期末手当分の増額のための補正予算案>
議案第3号の関連予算(議員期末手当増額分)
 賛成者23人、反対者12人で可決
 反対議員は、大阪維新の会5人、吹田新選会3人、
 すいた市民クラブ1人、すいた創政会1人、無所属ク
 ラブ1人、**いけぶち**

請願第1号 手数料を同額にすることを求める
 先の3月定例会において、住民票や印鑑証明の発行手数料を、市役所や出張所の窓口交付では300円に値上げ、コンビニ交付では200円に据え置くための条例が、賛成多数で可決された。**(いけぶちは反対)**
 同じ証明書でありながら、発行手数料が違うことについて、不公平であり、市民団体からこれらの手数料を同額にすることを求める請願が出た。
 委員会でも賛成者少数、本会議でも賛成者少数で不採択となった。(賛成者は共産党7人と一人会派5人全員 **(いけぶち含む)** の12人。23対12)

本通信の文中で用いた言葉の説明です

総合計画と実施計画

総合計画は、市のすべての計画の基本と位置づけられる計画で、基本構想と基本計画からなっています。
実施計画は、基本計画を実際に進めるために、吹田市の場合5年間の計画(実施計画)を立てて、毎年、実施と検証、再計画というようにローリング(修正)をしています。実施計画に基づき、事業を進めます。



中核市

以前は、ある一定以上の面積が必要で、吹田市は対象外となっていました。今は、人口20万人以上という条件だけなので、吹田市中核市になることができます。近隣では高槻市、豊中市が中核市です。

<手続き>

- 市議会の議決を経て、大阪府の同意(大阪府議会おの議決)を得る
- 市からの申し出により、総務大臣が政令を立案する
- 国が政令で中核市に指定する

<中核市が処理する主な事務(抜粋)>

民生行政(身体障害者手帳の交付など)、保健衛生行政(保健所設置など)、環境保全行政など

平成27年(2015年)10月~12月のいけぶちの議員会計報告

収入	議員報酬	1,950,000	前期より繰越	△200,957	*1:「応援団へ」には事務所1F家賃、水光熱費、事務費、通信費、人件費を含む。 *2: 年末調整△252,048含む *3: 議員共済がなくなったので、ほぼ同額を個人で掛けている。 *4: 20万/月+期末405,000円
	議員報酬(期末)	1,579,500			
			収入計	3,328,543	
支出	事務所2F家賃	150,000	応援団へ(*1)	270,000	
	事務雑費	7,678	税金(*2)	591,372	
	交通費	48,018	共済・互助会(*3)	419,500	
	通信費	26,844	年金・国保	255,000	
	広報費	529	生活費(*4)	1,005,000	
	活動費	66,446	次期へ繰越	488,156	
			支出計	3,328,543	